

第百二十六回国会
衆議院
法務委員會議録第三号

平成五年四月二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 浜野 剛君

理事 太田 誠一君 理事 龜井 善之君

理事 田辺 広雄君 理事 津島 雄二君

理事 星野 行男君 理事 小森 龍邦君

理事 鈴木喜久子君 理事 冬柴 鐵三君

愛知 和男君 鯨岡 兵輔君

塩崎 潤君 伊東 秀子君

小澤 克介君 小岩井 清君

沢田 広君 谷村 啓介君

中村 巖君 木島日出夫君

中野 寛成君 徳田 虎雄君

出席國務大臣

法務大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

法務大臣官房長 則定 衛君

法務省民事局長 清水 湛君

法務省刑事局長 濱 邦久君

委員外の出席者

国土庁土地局 段本 幸男君

土調査課長 平本 喜祿君

法務委員会調査 室長

委員の異動

四月二日

辞任

大内 啓伍君

補欠選任

中野 寛成君

三月三十日

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

第一類第三号

法務委員會議録第三号

平成五年四月二日

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五二号)

同日

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(岡崎トミ子君紹介(第一〇六三三号))

同(山原健二郎君紹介(第一〇六四四号))

同(岡崎トミ子君紹介(第一〇九七九号))

同(鈴木吉雄君紹介(第一〇九八八号))

同(岡崎トミ子君紹介(第一一一五五号))

同(岡崎トミ子君紹介(第一一三八八号))

同(藤原房雄君紹介(第一一三九号))

非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願(松原修雄君紹介(第一〇九九九号))

同(中村巖君紹介(第一一五六号))

佐川急便事件に関し、検察当局の厳正な捜査、追及に関する請願(小沢和秋君紹介(第一一四〇号))

同(金子満広君紹介(第一一四一四号))

同(木島日出夫君紹介(第一一四二四号))

同(児玉健次君紹介(第一一四三三号))

同(佐藤祐弘君紹介(第一一四四四号))

同(菅野悦子君紹介(第一一四五五号))

同(辻第一君紹介(第一一四六六号))

同(寺前巖君紹介(第一一四七七号))

同(東中光雄君紹介(第一一四八八号))

同(不破哲三君紹介(第一一四九九号))

同(藤田スミ君紹介(第一一五〇〇号))

同(古堅実吉君紹介(第一一五一〇号))

同(正森成二君紹介(第一一五二二号))

同(三浦久君紹介(第一一五三三号))

同(山原健二郎君紹介(第一一五四四号))

同(吉井英勝君紹介(第一一五五五号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

○浜野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。鈴木喜久子君。

○鈴木喜久子委員 鈴木から質問をさせていただきます。

まず最初に、この法律の文体とそれから文字の使い方についての問題なんですけれども、私も弁護士をしておりまして、三年前までは仮名文字も文体もさほど苦にもならず読んでおりましたけれども、三年間遠ざかっておりましたので、今回この条文についていろいろと読ませていただくと、最後のころになって引用条文などがたくさん出てきたりしますと、大変読みにくい、理解しにくいということを切実に今回勉強しながら感じました。

それで、この条文は枝番もかなり多いということと、条文数にすると二百幾つかあるということとですけれども、今回も幾つかの改正があるわけですが、全体の法律の文体があいまいな文調であるということ、それから仮名文字というところ、片仮名でなく平仮名まじりのものにするという、そういった全体的な改正については法務省はどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○清水(連)政府委員 お答えいたします。
今回御審議をお願いしております法律は不動産登記法で、これは明治三十二年の法律でございます。この法律は、非常に難しいと申しますか、明

治流の、簡にして要は得ておりますけれども、漢字片仮名まじりで非常にいかめしく書かれておる、こういう条文でございます。このような法律を現代語化して、しかも内容的にももう少しわかりやすいものにして、非常に条文が簡潔でございいますために、いわゆる通達とか回答とかという行政解釈によって取り扱いを明らかにするというような場面もかなりあるわけでございます。したがって、そういうようなものを含めまして不動産登記手続全体を、この法制を現代語化してわかりやすくしたいということで、現在この作業を進めているところでございます。

実は私どもの所管する法律で、民法も現在そういった状況でございますし、それから商法、これは会社法はもうそろそろでございますが、商行為法、保険法、海商法といったようなもの、破産法、和議法といったようなもの、あるいは民事訴訟法についても現在そういう状況でございます。

これらの法律につきましては、民事訴訟法については既に全面改正作業の中で口語化の検討作業を進めておりますし、民法についても口語化研究会をつくりまして二年にわたって検討を進めておる、会社法を含む商法についてはことしから検討を開始した、特別の委員会をつくりまして検討を開始いたしておるわけでございますが、不動産登記法につきましても、そういった観点から、現代語化と同時にもう少しわかりやすいものに改めるということで現在研究をしているところでございます。

○鈴木(喜)委員 かなり技術的な不動産登記法という法律ではありますけれども、やはり国民の権利保全その他についても非常にかかわりがあるわけで、国民一般の人も読んで理解をすることがかなり必要とされる法律の分野だろうと私は思いますので、今までこれは見るのも嫌だという人

がたくさんいると思いますから、ぜひなるべく早い時期に、民法や海商法、商法の部分になりますと、非常に条文も多く膨大なものですから大変だとは思いますが、これはかなり一固まりで、刑法の場合も私はそう思うのですけれども、ああいうものはなるべく早くに国民一般の人が見てわかる条文に変えていただきたいというふうに思います。

それで、今回の改正に關しまして次の問題に行きますと、昭和六十三年、第百十二国会で、このときはコンピューターを使うというか電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入がされたこととでこの登記法の一部の改正があったのだと思いますが、そこでの附帯決議が七項目にわたってついています。この項目の中では、コンピューターのシステムを入れるからこれをどうするかというような問題の部分と、それから登記一般の部分でどのようなようにしなければならないかという目標を書いた、かなり詳細な附帯決議であろうと思います。

この中で、今回は、この附帯決議で言われています、第五項ですけれども「登記の真正を確保するため、保証書制度の見直し等制度・手続の改善、審査事務の充実、専門家の能力の活用等の諸施策を推進するとともに、登記申請の代理の制度の整備について検討すること」という部分、それから「前項の諸施策の実施に当たっては、日本司法書士会連合会・日本土地家屋調査士会連合会等関係諸団体の意見を十分聴取すること」という六項、そして七項の「地図整備の諸方策を更に積極的に推進すること」という、このあたりの項目に非常にかかわりのある今回の改正ではないかと思われましても、この点、関連性はどのように考えておられますでしょうか。

○清水(港)政府委員 お答えいたします。

基本的にはこの昭和六十三年の不動産登記法等の一部改正の際の当院における附帯決議、委員会における附帯決議というものを私どもも踏まえまして法改正案の作成に着手をした、こういうこ

とになるわけでございます。

ただ、この第五項、六項、七項で取り上げておられます問題は、見方によっては非常に広く、非常に重要な問題を含んでおるわけでございます。そのいずれもが、五項については、登記の真正を確保するというまさに登記制度の生命ともいふべきことを掲げて、それを実現するための諸方策を検討せよということをおっしゃっているわけでございまして、私も常々そういう観点から登記手続の合理化とかあるいは充実ということを図ってまいりましたわけでございます。また、地図の整備につきましても、これは法律改正の問題と同時に予算を伴う問題でございますので、予算の獲得に努力をしてその施策を推進するという面で相当の努力をこれまでも重ねてまいりました。

そういった面でも必ずしも法律に直結するというわけではございませんけれども、今回の改正法がこの附帯決議の趣旨を一〇〇％すべて実現しておるといふことはございませんで、今後さらに努力をしなければならぬ問題というものはあるわけでございます。しかし、例えば登記申請代理権の不消滅に関する規定とかあるいは保証書制度の改善に関する規定というのは、これは第五項の附帯決議に關連するものであり、さらに、地図を製作する際における登記官の職権分合筆の規定というのは、現実にはこれは登記所が地図を整備するため十七条の地図のモデル作業を現に行っているわけでございますが、そういうものを少しでもやりやすくするというような観点から設けられた規定でございます。

これらの点についてはいずれも、附帯決議の六項で言っておりますように、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会等の関係諸団体と十分に事前の協議をした上で今回の最終的な法案というものになったわけでございます。恐らく、不動産登記法の改正という形で対応すべき問題であるのか、あるいは司法書士法、土地家屋調査士法の改正という形で取り組まなければならぬ問題も多々あるかと思っておりますけれども、いず

れにいたしましても今回の改正案はこの附帯決議に即したものである、一〇〇％これにこたえるものであるかどうかという点はさておきまして、これを十分に踏まえて私どもはこの改正案を作成しておるということは申し上げて差し支えないというふうに思う次第でございます。

○鈴木(憲)委員 後で、今回の改正が一〇〇％でないにしても、項目について一体どのくらいまでの点数を自己評価されるかどうか、お聞きしたいと私は思うのです。

今、局長言われましたように、この附帯決議の中の五項というのは、前提としてここに一番初めに書かれているように、「登記の真正を確保する」ということが大問題であると思っております。登記というものについて国民の権利というものをこれによって確保し、その真正をきちんとして公証業務の中でしていかなければ、よって立つ私たちの財産権の確保という一つの一番のものが崩れてしまふような気がいたします。ですから、この登記の真正の確保ということが何としてもどの言葉にも、単なるまぐら言葉でなく、やはり頭に實質的にくっつかなければならぬ問題で、どの改正とこれからの整備ということも、その観点を抜きにしてただ技術的な改正ということではできないのではないかとこのように思われるのです。その点から、私は幾つかこの問題をこれからいろいろお聞きしていきたいと思うのです。

この登記の真正の確保という、登記制度の中で真正な確保をして国民の権利義務をきちんとして確定しようという、このことについては、局長も一度、今私の言ったような理解で全く一致しているかどうか、教えていただきたいと思っております。

○清水(港)政府委員 正しい登記をする、つまり実体上の権利関係というものを登記簿に正確に反映するということが登記制度のまさに生命であると言つて差し支えないわけでございます。それを担保する手段としていろいろな手続というものを考える、あるいは制度の運用面における改善方策

を考へるということがあろうかと思ひます。

そういうような観点から、明治以来、不動産手続法は、間違つた登記を防ぐという趣旨から、場合によつては国民にとつては面倒くさいというほど厳しい、いろいろな書面の提出を要求するとかいろいろな手続の遵守を要求するという形で登記の真正を確保する、さらにはそういう登記手続のための専門業者である司法書士制度、土地家屋調査士制度というようなものも充実強化、あるいは司法書士、土地家屋調査士の能力のアップということ、さらには行政運用面におきましては、登記所の職員の増員とかあるいはその審査能力の水準アップを図る、こういうような面での努力を明治以来延々と続けてきたというふうに私どもは考えております。

ただし、最近不動産の価格が非常に高騰しておるといふこと、それから、ほとんどの国民が一世帯ごとに何らかの形で土地建物の権利に關係するようになってきた。戦前と違ひまして、一部の人が土地を所有するといふ状況ではなくなりましたので、そういう意味で登記の大衆化と申しますか、登記が一般国民に利用されるというやうな現象が生ずる中で、一部の悪質な者たちがそういう間隙をついて不実の登記をする、偽造の登記をするといふやうなことをしておるといふ現象は残念ながらあるわけでございます。そういうものをどうやって防ぐかということについて私どもまさに腐心しているわけでございまして、いろいろな手続の改善の試行錯誤とか制度の運用の改善、そういうものに向けて努力をしておるといふことについては御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○鈴木(憲)委員 よくわかりました。その観点からいろいろとお聞きをしたいと思います。まず第一に、地図の問題について伺ひたいと思ひます。

今度の改正で新しく入るところですけれども、二十四条ノ三というところに入ってくるわけだす

が、「登記所二第十七条ノ規定ニ依リ地図ガ備ヘラルル迄ノ間之ニ代ヘテ地図ニ準ズル図面ヲ備フ」ということがあるわけなんですけれども、この点について、まず「登記所二第十七条ノ規定ニ依リ地図ガ備ヘラルル迄ノ間」というところについて伺いたいと思うのですが、十七条の規定の地図というものが、この地図というものはどのようなものを指しているのでしょうか。

○清水(逓)政府委員 地図ということについては、一般的な定義についてはいろいろなお考えがあるうかと思いますが、基本的にはいわゆる国家基準点というものと結びついた形での図面というものが地図であるというふうに私は考えているわけですが、と申しますのは、例えば現状が洪水で流されるとかあるいは地震等によって壊滅する状況になって境界の標とか道路とか、つまり土地の区画を示し得るような地物が滅失してしまう、そういうようなことが起こり得るわけでございます。

そういう場合に、昔の土地はこの範囲のものであるかということを一センチ、一ミリ違ひなく再現するということは不可能でございますけれども、ほぼこの範囲にあったものだというところを常識的な範囲内で復元することが出来る地図というのは、やはり国家基準点との接合関係が明らかかなものでなければならぬ。そういう意味で、不動産登記法が求めているこの十七条に規定する地図というのはそういうたぐいの国家基準点、国家基準点には一等三角点とか三等三角点までいろいろな点がございますけれども、そういうものの位置関係が明らかになった図面、そういうものが十七条の地図であるというふうに私も考えているわけでございます。

○鈴木(審)委員 この十七条の地図の整備状況について伺いたいです。

十七条の中で、地図として取り扱われているものの中でかなり大きな部分を占めているのが国土庁の地籍調査による地図、それによって作製された地図が大きなウェートを占めているということ

でございますけれども、国土庁の方に伺います。今この十七条の地図というものが、整備をしなければならぬ日本国全体の土地の中でのくらしい進んでいるかどうかということをお願いしたいと思います。

○段本説明員 お答えいたします。

国土庁におきましては、昭和二十六年にできました国土調査法に基づきまして、一筆ごとの土地の所有者、地目、地番、境界、地積等の明確化を図る地籍調査というのを実施いたしておりますけれども、この調査図につきましては、先生御指摘のように不動産登記法十七条に定める地図として備えつけられるほか、公共事業の執行の円滑化とあるいは固定資産税の適正化、あるいは最近では土地利用計画の策定などの基礎資料として使われるというふうな状況になっております。

また、これらをより円滑に進めるといふような観点から、昭和三十七年からは国土調査促進特別措置法というのを設けまして、十カ年方式の推進方式をとりまして、現在は平成二年度を初年度といたします第四次国土調査十カ年計画というものが基について実施しているわけですが、現在までのところ、平成四年度末におきまして進捗率は三七％ということでございます。全般的にはおこなわれている状況でございます。けれども、都市地域関係がおこなわれておらず、国土庁ではこれらの推進に現在いろいろ策を練っているというふうな段階でございます。

○鈴木(審)委員 今約三七％というお話があったのですけれども、この十七条の規定でもってやりますよと言われ始めたのが三十七年といいますが、三十年以上たっているわけですね。三十年たつて、いろいろほかにもあったものも利用しながら、初めはがばつと進むと思うのですけれども、その後、やっけていくのを見えていますと、三十年たつて約三七％。私がちよつと雑誌の中で見た文によりますと、平成元年で三五％。そうすると、ことしが五年ですから、その三年間には約二％の伸びということです。そうしますと、今

度の二十四条ノ三の規定のように十七条の規定によつて地図が備えられるまでの間ということになりますと、この調子でいけばあと六十数年はどうしてもかかつてしまふというふうな実情になると思うのですけれども、予算の関係はいかがでしょうか。

もう一度国土庁の方に伺いたいと思うのですが、この十年くらいの間に地籍調査のための予算というのは毎年どのくらいかけられているのかということなんです。一応調べていただいております。せいただいたいのでは、五十七年から平成五年まで少し下がつてきつあつて、五十七年のときが約九十億で、そしてその後七十億まで下がつてしまつて、それから今やつと八十五億まで持ち直してきた、この十年間そういう状況であるのですけれども、こういう百億足らずの予算ということでは一体どのくらいの地籍調査の成果というものがあつてくるのでしょうか。

○段本説明員 お答えいたします。

地籍調査の最近の予算の推移につきましては先生命指摘のとおりでございます。昭和五十七年に約九十・四億という予算をいただいておりますけれども、その後は国の歳出の抑制というふうな大きな観点からの影響を地籍調査につきましても受けまして減つてきたところでございます。が、ごく最近につきましては、不動産登記の地図を整備せねばいかぬ、あるいは最近の土地対策の観点からは土地情報が必要で重要である、したがつてこれらの観点から一筆情報をきちんと整備しておかなければいけないというふうなこともございまして、ごく最近では、特に平成四年度及び平成五年度の予算につきましては、予算額が公共事業以上の伸びをいただきました。八十五・三億円というところまで回復してきていただいております。

なお、地籍調査につきましては、これら予算に負うところも多いのですけれども、さらにその基本となりますところは一筆調査関係でございますので、先ほど都市部関係がおこなわれていると言いま

したが、これは一筆境界の確認が最近のそれぞれの土地所有者の土地に対する権利意識の強まりとともに非常に難しくなっているというふうな状況にございますが、今後は、諸方策を検討しながら一層推進できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(審)委員 この法律ができて三十年たつて、やつと今ごろになつてこの法律の重要性をもう一度認識して、そして四億ふえた五億ふえましたということ言つて、お金の問題じゃない、それだけじゃないのかもしれませんけれども、それで何か国民の一番の根幹、よつて立つところの地図というものの作製をしていくというのは、国土庁だけに言うのも悪いけれども、非常に重要な感じがするのです。

なおもつとたくさん、こういうことにこそ、こういうきつちりとした財産権の確保の部分にかかわる問題なので、都市部についてのトラブル云々があるにしても、やろうと思えば、これは実例として私もお聞きしたばかりなのですが、沖縄県についてはかなりいろいろな問題があつたにもかかわらず、その調査というのは、トラブルもたくさんありながら、大変御苦労をされながらですけれども、やろうと思えばやれないことはない部分で、都市部は権利が十センチや一センチ違つたつてその分で非常に大きなお金になるから大変なんだ、大変なんだというのとは一種逃げ口上に聞こえないこともないわけですね。やはりやる気になつていただくということが大変重要だと思ひますので、予算の獲得も、及ばずながら社会党だつて応援いたしますので、しつかりとつていただいてやっていただきたいと思ひます。この点については法務省はどういった形で認識をしておられ、十七条の地図の整備ということについて考えておられますでしょうか。

○清水(逓)政府委員 現在、法務局に地図あるいは今回御審議をお願いしております「地図ニ準ズル図面」、これは図面であつて地図ではないという考えの方でございますけれども、そういうも

のが総計で約五百二十万枚ございます。そのうちいわゆる不動産登記法十七条の地図として取り扱えるものが二百二十六万枚、全体の四三%でございます。この十七条の地図以外の地図、これはいわゆる明治以来のいわゆる公園等が主体でございますけれども、これが約三百万枚、こういう状況になっております。

十七条の地図の主要な給源は、先ほど国土庁の方からお答えになりましたけれども、国土調査法に基づく地籍図というものでございまして、これをいつまでも待っているわけにもいかないので、面がございまして、そういうことから、法務省としても、地図の整備ということにつきまして、各般の施策を講じてその充実に図っていかねばならないというふうに実は考えているわけでございます。

具体的に例えばどういうことをしているかと申しますと、まず一つは、国土調査の結果として地籍図が登記所に送られてくるのでございますけれども、この地籍図自体がつけられた時点から長期間を経過しておりますために、その後土地の分合筆等がされた結果、送られてきた時点における登記所の登記簿の現状と合わないものもある。そういうものは修正をしなければならぬというような問題が一つございまして、そのために相当額の予算を使っておくという問題が一つございまして、平成五年度予算で申しますと、五億四千七百九十万円ほどそのための経費が計上されております。

さらに、先ほど国土庁の方でもちょっとお触れになりましたけれども、登記行政の面で私どもが非常に欲しい図面というのは都市あるいは都市近郊の開発地域でございます。ところが、そういうところについて地図をつくらうとすると、地権者の権利関係が非常に先鋭化しておりますと境界がなかなか決められない、したがってまた地図もつくれないというようなことで、地図の整備が遅々として進まないというところでございますけれども、

も、一方、登記行政の面から申しますとそういうところの地図が実は一番欲しいということもございまして、法務局独自で地図づくりをするというようなことを試みているわけでございます。俗に法十七条の地図、新規地図作製と申しまして、毎年一ないし二平方キロ程度でございますけれども、このための経費を確保しております。平成五年度予算では、わずかでございますけれども、一千七百五十万の予算をそのために計上していただいております、こういうことでございます。

そのほか、やはり一番大口は、いわゆる今回の「地図二準ズル図面」の整備でございます。三百万枚のいわゆる台帳附属地図、公園等の図面が非常に老朽化をしておる、ぼろぼろになっておる。中には明治以来つくられた図面で六疊敷きとか八疊敷きという大きな図面がある。そういうようなものを現代流のポリエスチルフィルムに書き写して、規格も六十センチ・四十センチ程度の大きさに取り扱えやすいものに書き改めていく。これは大変な作業でございます。

さらには、分合筆の経過等が必ずしもはつきり台帳附属地図の上に反映されていないような地域もあるわけでございまして、大体そういうところは権利関係が非常に複雑にふくそうして利害関係の対立があるところでございますけれども、そういうようなものも整備していかなければならぬ。これが平成五年度予算で申しますと八億五千万円程度の金を投ずるということになっております。

それから、非常に乱開発が進んで、地図と現状が全く一致しなくなっているというような、特に都市近郊のかつては原野山林であった地域についての宅地造成というものが行われた地域がございまして、現状と地図が全く合わないというような地域も、これは数は多くありませんけれども、ぼつんぽつんありまして、登記行政を悩ましておるというような問題がございまして、そういうようなために相当な経費をつぎ込まなければならぬ。

さらには、登記簿と地図との照合関係がどうもずれているようなところもないわけではないというところで、登記簿と地図の、これは私どもは一筆対査と言っておりますけれども、そういう対査もしなければならぬ。そのために相当金が必要だということでも五億円の予算を平成五年度予算で考えております。二十億程度の予算を法務局に現にある地図の整備経費として緊急につき込む。今回、地図について、公園についての法的な位置づけが明らかになるということになりまして、ある程度の収入が確保されるということになりますと、当然のことながらこういった面での経費も相当ふやしていかねばならない、こういうふうな考え方をしております。

○鈴木(喜)委員 わかりましたけれども、それではもう一度伺いますが、この十七条の地図が備えつけられるまでの間という「間」ですが、先ほどの国土庁のお話と、それから法務省の方でも御努力いただいている部分を合わせても、単純にこのままの調子でいけば、やはり六十年以上かかるということですよ。そうすると、この法律、これまでの間地図に準ずるものとして使うといつても、法律は何か半永久的にこのままで公園が地図に準ずるものとしてやられてしまふ、そういういた形になってしまうのではないかと危惧感を私は持つわけですが、この点はいかがでしょうか。

だから、もっと早くするとか、または手数料を徴収してやるといふ、その問題が私には一番大きいのですが、手数料の問題、後で言いますけれども、こういうた形で半永久的に公園が、今おっしゃったように随分現実とはそごしてたり、真実性も担保されていない。本来の正確な計測をされているわけでもないものがひとり歩きをして、不備なまま、しかしこの二十四条ノ三という項目によつて地図に準ずるものとして動いてしまふ、半永久的にそれが固定化してしまふのではないかと、そういう危惧感を持つわけですが、この点はいかがでしょうか。

○清水(港)政府委員 これは国土庁の方で国土調査を現在御担当になっておりますので、あるいはそちらの方からのお答えの方が適当なのかもしれないけれども、私も承知しておりますところでは、国土庁の大変な御努力によりまして、人口集中地域以外の平地つまり田畑の部分とか林野の部分、つまり人間が通常の生活で利用するということについては、既に十平方キロの部分について国土調査が進んでおる。我が国の国土は三十七万平方キロだと言われておりますので、かなりの部分は国調によつてカバーされたというふうに言っているのではないかと思います。

ただ、問題は、国土庁も先ほど指摘してありますように、私も考えているわけでございまして、人口集中地域あるいはその周辺の地域、この整備が、単に金だけの問題ではなくて非常に難しい問題をはらんでいるというのが現実の姿でございます。例えば東京の二十三区で申しますと、国調の地籍図が一枚もございません。しかし、一方では、東京都では関東大震災における震災復興事業とか戦後の復興事業等によりましてかなり区画整理等が進みまして、現状が変わらない限り境界を大体正確に認定し得るいわゆる公図的なものが備わっているというところもあるわけでございます。

そういう意味におきまして、私どもの気持ちというか本當の希望として、できるだけ早くこういうた地域にも正しい国調の地図が欲しいというふうに思っているわけでございますけれども、さしあたってはそういう、これまで明治以来登記所なりあるいはその前身である税務署が大事に保存管理していた図面を維持管理して、整備してそれを活用していくということで当面は臨まざるを得ない。六十年というところは私も考えておりませんけれども、とにかくできるだけ早い時期に都市周辺部も都市部も、国土調査の地籍図によつてカバーされることを期待したい。

また、先ほど申しましたように、私どもの方でも独自に土地家屋調査士会連合会等の協力を得て

積極的に地図づくりに入っていきたいと考えているところがございます。具体的にどうするということとはなかなか現段階では申し上げることはできませんけれども、そういう強い意欲を持っており、そういうことだけは御理解いただきたいというふうに思います。

○鈴木(書)委員 強い意欲はわかりますけれども、やはりできるだけ早い時期というのでは非常に具体性がないですね。例えばこれは六十年は長いから、じゃ三十年なんですか、二十年なんですかという、だけれども、それまでにできるかどうかかわりませんということになると思うのです。これは法務省だけでなく国土庁の御努力も必要なことですから、なかなか言えないと思うのですが、例えばこれはあと十年これでやってみましたが、どのくらい進捗いたしましたということがあったときに、これは十七条ということでは「準ズル図面」だ、「準ズル図面」だということでは、不正確な地図をそのままの形でいつまでもそれに認知を与えたような形で、永久的な認知を与えたような形で行くということ自身に私としては非常に危惧感を持つわけですから、例えば十年とか五年とか、そういう形で、見通しが六十何年じゃなく、そういう形では二十年になりますとか出てくるわけですが、そういう時期に例えば五年なら五年区切りとか十年区切りとかいうことで、その見通しによってまたこれを見直すというふうなことがあり得るのですか、ないのでしょうか。

○段本説明員 お答えいたします。地籍調査につきましては、先ほどお答えしましたとおり、昭和三十七年に国土調査促進特別措置法というのでございまして、十カ年計画方式に基づいて実施いたしております。現在も、平成二年度を初年度といたします第四次十カ年計画というものを基づいてやっておりますけれども、これらにつきましましては、現在まで十カ年ごとに押さえてい

るのでは、先生おっしゃるようになかなか事業進捗が図れないというふうなこともございまして、今回第四次十カ年計画からは五カ年ごとに中間年に見直して、それをきちんと評価しながら進めていくというふうな国会での附帯決議もいただいております。我々もそれに基づいて平成六年度中にはこれらの評価をしながら、さらに後年度の進め方をやっていきたいというふうに考えております。

それから、ちょっと附帯的に都市部の事業促進について我々として対策についてお答えいたしますと、この四次十カ年計画を始める段階で、やはり都市部の促進がなかなか進まないというふうなこともございまして、これにつきましては予算もございしますが、先ほど法務省の局長さんからお答えのあったように、一筆一筆地の確認が、筆数が多い、あるいは権利意識が強いために、その一つ一つに行政が入っていくのに非常に時間がかかるというふうなこともありまして、なかなか進まないという面もございまして、したがって、余り一筆一筆にこだわらずにまず街区だけ、道路に挟まれた街区内だけを押さえていくような方式をとるような調査とか、そういうことをもってやってみようというところでございまして、都市部促進事業と我々呼んでおりますけれども、こういった対策も進めながら、できるだけ都市部を早く進めるような工夫を今後も引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(書)委員 今はその御努力の方を聞きながら、この法律の見直しのことについて聞いていますけれども、この法律が、例えば今一生懸命やっていたけども五年間の見直し、中間的には見直しも含めながら早く進めようとおっしゃっている、それはわかりますが、この法律自体が、これでずつといくというのじゃなくて、なかなか進まなかった場合なんかにはもう一度考えるのかどうか、そのあたりをお聞きしたかったのですが、一言で結構です。

○清水(達)政府委員 これまでも毎年十七条の地

図というのは増加を続けているところでございます。国土庁も大変な御努力をさせていただいておりますので、今後とも十七条の地図の備えつけの割合、現在は全体の本局の図面の中で四三%という数字でございしますが、それをさらに増加させていくことに期待するとともに、どうしてもそれが整備できないところにつきましましては、やはり地図に準ずる図面というものを次善的なものとして我々は整備保存、維持管理を図っていく必要がある、こういうふうに考えております。

○鈴木(書)委員 次善的に維持管理していく、それはわかるのです。これはこの次の質問にかかわるわけですが、それが今まではそういう改善的なものとして使われてきた事実は現実にあると思うのです。たくさん使われていたから、後でこれまでも一体どのくらい利用されていたかという数字もちょっと伺いたいと思いますが、この利用状況があるのにここで今さら二十四条ノ三をくつつけて、そしてそれについて有理化していく、今までは結局この図面は「準ずる図面」として扱われる部分もあるかもしれないけれども、それは一つの内部的な通達云々によって公図も使われる、これももろに入れましよう、しかしその公図の公証的な意味はないのだから、コピーのお金だけ払えばいいですよという形で運用されたかと思うのです。ところが、この法律を与えられた図面は、公証とまではいかないけれども、一つの認知を与えるということになる。同じ図面が、今まで公図というものは十七条の地図とは違うのだという形でされてきたものが、ここでこういった認知を与えるということがどうなのか、この点について、何にも地図上が変わってないのに国民は今度はお金を取られるのですから、具体的に幾らになるかということも含めて、有理化してしまうということ。

それからもう一つ付け加えますと、この公図の中にも、非常に現地の実情に合った公図もあれば、そうでない公図というのがある、非常に混乱している地域もある。また、公図というものがほとんど機能を果たしていない地域もある。ずっと昔のものがそのままあるような公図だとかそういう混乱地域の公図だとか、そういうものも全部一掃した、今回はこの十七条に準ずる図面として認知的なものを与えるということになるのでしょうか。

○清水(達)政府委員 御指摘のように、いわゆる精度等に問題のあるものはないわけではないと思えます。現実にその典型的な土地台帳附屬地図、いわゆる公図と言われているものの作製経過を見ますと、明治五年でしたか、地租改正条例で地租を取るということを目的として全国的に明治政府がつくられたという、これがかなり恣意的な基準でつくられたというところもございました。ために、明治二十二年、三年ごろでしたか、全国的な統一基準をつくりましてもう一度地図づくりをやりました。ということをしていまして、それが今日のいわゆる土地台帳附屬地図の原型になっておるといふふうに言われております。

当時都市化していた地域についてはかなり正確な測量がされたと言われておりますけれども、測量の技術自体がかなり低かったこともございまして、山林原野の部分については余りきちんとした測量がされていない。その結果として不正確な図面がつくられたというふうなことも言われております。

さらには、そもそも地租を取る、つまり税金を取るといふことのためにこの図面をつくるという作業がされたために、どうしても実際の面積よりかなり少なく面積を公簿に登録するということが意図的に行われたというふうなことも言われているわけでございます。そのためにいわゆる繰延び現象というものが起こる。地域によりましては実測面積の方が公簿面積より非常に多いというところがございます。全国的に区々ばらばらでござ

ざいすけれども、そういうような精度の差というものはございすけれども、隣地との関係とか土地の配列関係とか、形は図面と現地は違っている、土地の配列関係、地番の配列関係等についてはおおむねと申しますかほぼ合っている、こういうようなものに大分なっているわけでございます。

したがって、その地図に準ずる図面をもとにして境界を画定するということとはなかなか難しい、土地の配列関係、隣地関係者を知るとか土地の位置関係を知るといふような面においては非常に有効でございます、そのために法的な裏づけがないまま、昭和三十五年以降法的な裏づけを失ったわけでございますけれども、法的な裏づけがないまま、現実には登記所におきましてもまた関係権利者におきましても、これが唯一の公的な資料として登記所に多数の方々がその閲覧に見えておられた、それ自体だけで統計はとっておりませんけれども、年間千二百万件ぐらいの閲覧者が登記所を訪れているという状況になっているわけでございます。

結局、多数の方がそういう図面を閲覧することがございすために、登記所としてもできるだけ現状をフォローすることができるようで、地図に分筆があれば分筆線を入れるという形で訂正をしていかなければならないし、それから、明治時代につくられた紙質、和紙でございます、これが何年かたつうちにぼろになるというようなことでポリエステルフィルムに書きかえていく、こういうこともしなければならぬ。実は、その維持管理経費が膨大な額に上つてきたということでございます、昭和三十五年当時、登記簿と台帳の一元化をする際には、そんなに長期にわたって十七条の地図を整備されないというような状況ではないのかというふうに考えていたわけでございますけれども、結果的には、非常に経費がかかるということ、権利意識が非常に高揚しまして地図づくりというものが非常に難しくなつてきたということがございまして、現実には

はこの「地図二準ズル図面」という形で、きちんとした法的な位置づけを明らかにするということが必要ではないか。

同時に、御承知のように登記特別会計のもとにおきまして、そういう閲覧手数料の収入をもつてこの地図のマイラー化、再製化をするというようなことになるまいりましたので、そういう費用を公平に負担していただくということのために、これはやはり位置づけを明らかにするとともに、有料化してそういう登記簿の閲覧者、地図の閲覧者の費用負担の公平を図る必要もある。

こういうような観点から、この際やはりこのことをきちんと明らかにした方がよろしかろうということ、今回の御審議をお願いしているわけでございます。公簿、公図の閲覧の実態等を踏まえて考えますと、これは十分御理解をいただけたところではないかと私は考えております。

○鈴木(喜)委員 今のお話ではわからないのですね。だから、余り信頼のおけない公図と信頼のおけてよくできる公図との振り分けはしないで一律だということなんですか。それがまず一つ、それを聞きたいということ。

それから、費用は要するに閲覧だけですよね。謄写がないのですね。謄写はしないで閲覧だけで十七条の地図については閲覧謄写ができるわけですね。十七条の閲覧謄写の値段と今回の閲覧だけの値段とは違うのかどうか、ちょっと具体的な金額を言ってくください。その二つを簡単にお願いいたします。

○清水(達)政府委員 先ほど申しましたように、いわゆる「地図二準ズル図面」の作製の経緯等によりまして精度の区分は地域によってばらつきはございすけれども、おおむね土地の位置、配列等については正確だ、こう申しました。

ただ、この中にも、私も先ほど申し上げたと思いますが、いわゆる地図混乱地域というものがございまして、現状と地図が全く食い違つてしまつていて、こういうのは私も地図混乱地域と特定しまして、むしろ地図のつくり直しが必要である

ということを考えております。そういうような図面はもう除かざるを得ません。そういうことで、そもそも「地図二準ズル図面」とは言えないものがあり得るわけでございます。その振り分けはしなければならぬというふうに考えております。

それから、十七条の地図でございすものと閲覧もできますし、登記官が認証した写しのコピー、認証謄本とも呼ぶべきそういう写しを交付すること、でございますけれども、この「地図二準ズル図面」につきましては、従来の扱いどおり閲覧だけは認める。御本人がそこへ来てトレースをしていくのは禁止いたしませんけれども、登記所が証明文を付して、これはこういう地図の写しであるというように写しの交付はいたさない、事実上御本人が写すのは防止しない、こういうことで対応することになります。

それから、手数料でございすけれども、いわゆる十七条の地図につきましましては、現在閲覧手数料が四百円、地図の写しの証明手数料は別途一筆について四百円、こういうことになっております。

この準ずる図面についての手数料をどうするかというところでございすけれども、精度が十七条の地図に比較して低いことから手数料も安くしていくのではないかとおっしゃる方がおられるわけでございますけれども、この手数料というものは、基本的には地図を維持したり管理したり、そういうことをするために必要な実費を勘案して決めるということになっていくわけでございます。

まして、そういう意味におきましては、対象物の内容の精粗はございましてそれに要する経費等は変わらぬというふうに考えられますので、この閲覧手数料に関する限りは、私もといたしましては、最終的には政令で決めるところでございすけれども、十七条の地図についても「地図二準ズル図面」についてもむしろ同額というふうに考

えてはどうか、こういうふうにご意見を伺います。

○鈴木(喜)委員 そうして、そういうお金が手数料として支払われることになる、これは今局長言われたように、そのお金は全部今の地図の整備に保存に維持に、そのほかのことに使われる。予算として別にあるとしても、従来いろいろの意味でとられた予算とは別に、それにプラスして、そのことだけに使われるものということになるんじゃないか。

○清水(達)政府委員 先ほど申しましたように、今度手数料が新たに入つてまいりますので、これができるだけ多く地図整備の方に振り向けたというふうにご意見を伺います。

ただし、地図関係の手数料収入額をすべて地図に振り向けるというわけではございせん、御承知のように、登記簿の閲覧手数料その他手数料につきましても、コンピュータ化経費を賄うという意味で手数料の額を考えると、この二つはございす。したがって、地図の閲覧手数料も、登記簿の閲覧手数料と同じようにその一部は登記全体のコンピュータ化計画のために使用される、こういうことになるわけでございます。

○鈴木(喜)委員 コンピューター化経費、それは法務省は一生懸命進めておられるのですけれども、この問題についてはまだコンピュータまでいくもつと前段階のお話でしょう、この公図というのについて考えると、その費用を少しぐらい精度に差があるにしても一律に、しかも十七条の地図と同じような形で手数料を払う。私わされて、それが今度、きれいな精度のいいものにするということに全部使われなくて、法務省の進めておられるコンピュータ化ということの方に向けられるということは、利用者としてみれば、コンピュータ化に何も異議を唱えるわけではありせんけれども、非常にそれはつじつまの合わない問題だというふうにとられると思うのです。ここでぜひ、できるだけとか、そういう表現ではなくて、もう少しこれはきつちりと地図整備に充てるということをしていただきたいと思います。

料として支払われることになる、これは今局長言われたように、そのお金は全部今の地図の整備に保存に維持に、そのほかのことに使われる。予算として別にあるとしても、従来いろいろの意味でとられた予算とは別に、それにプラスして、そのことだけに使われるものということになるんじゃないか。

それからもう一つは、国土庁の方もそれから法務省もおっしゃっていたのですけれども、進まない原因が何か国民の権利意識の高揚というところにあるような形で、都市部に進まないということも言われて、何か進まないのは国民のせいだ、しかもお上の言うことにへいへいごもつてもございいますと言わなくなったということに原因があるのかのような発言が二、三あったと私は思うのです。国民がきつちりと自分の権利というものを主張すること、それは望ましいことといえますが、国民の権利意識が伸びるということについては、それをお上の言うこととおりにならないから困るんだというようなことはあってはならないことだと私は思うのです。

ぜひこの点も踏まえて、国民はそれなりに自分の権利というものは主張するものであるという前提に立っていただいて、そう甘く、ばつとなるものだという前提に立ってさつさとこの地図はできるものなんだというのではなくて、そういう権利主張をする中で、それをどのように調整しきつちりしていくかという、その点をちゃんと踏まえられて、困難性は予測されながら、しかしきつちりとしたものをつくっていくという意味でのめくろみを立てていただきたいと心から思うわけです。ほかの問題がありますのでお願いをして、次の問題に移らせていただきます。

三十六条に、登記についての代理権が消滅しない場合があるんだよ、その規定がまた新設されるというふうになっているのですが、この場合に、本人の死亡、本人たる法人の合併による消滅、本人たる受託者の信託の終了、それから法定代理人の死亡もしくは代理権の変更、消滅によって消滅しないというふうになっているわけなんです、これについて、代理権がこういう場合消滅しないというのは、民法の原則からいうと違うわけですね。特にこの場合には消滅しないという、実務的にさまざまな理由がありなんでしょうけれども、これを簡単にお聞かせいただきたいのと、具体的に言います、例えば法人の破産、そ

れから代表権が会社で喪失したり変更した場合、また代理権が喪失した場合、こういった場合には同様に不消滅ということになるのかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

○清水(連)政府委員 御指摘のように、登記申請のための代理権につきましては、民法の規定によりまして、委任したる本人の死亡等の場合には代理権は消滅するというのが本来の解釈ということになるわけでございますけれども、本人が死亡したから登記手続をそれ以降進めることができないというふうなことになるかと、当該委任を受けた司法書士さんの方から見まして、登記所の方から見まして、登記手続の円滑な進行が非常に阻害される、こういうことになるわけでございます。

もともと司法書士の方が、あるいは土地家屋調査士の方も含めてでございますけれども、登記の申請を受ける場合には、その前提となる実体上の権利関係、売買があったかどうか、抵当権の設定があったかどうかというふうなことに付いて司法書士の職務の範囲内において確認をした上で、それを今度は登記簿に反映するために登記の申請手続をするということになるわけでございます。そういう段階で考えてみますと、実体上の権利関係というのは既に確定しておる。したがって、それについて当事者の利害が対立するという余地はないわけでございます。ということでございます。と、残された道は登記手続が円滑に進んで完了するということであるのではないかと、こういうことになるかと思えます。

例えば、登記権利者の方が亡くなる場合もございまいし、登記義務者が亡くなる場合もございまいしけれども、それぞれに応じて、死んだからもう一回委任状を交付しなければだめですよというふうなことになるかと、実体関係は決まっていますから、本来そういうものを正確に反映するべき登記制度の理想にも反するような結果が生じてくる、こういうことにならうかと思えます。そういう意味で、今回の代理権の不消滅の規定を設け

たということになるわけでございます。

問題は、例えば本人が破産をする、法人が破産をしたという場合にはどうかということでございますが、これについては今回は規定を置いておりません。これは弁護士の場合もたしかそうだったと思えますけれども、この場合には委任契約の終了によって消滅することになります。恐らくこれは、破産の場合には、実体関係についての破産手続上の処理も行われると同時に、いわゆる登記についても登記の否認という現象がございまして、そういう意味で、その場合にはやはり登記もストップすべきであるというふうなことが破産制度の趣旨から考えられておるといふふうに私どもは理解しておるわけでございます。

それから、法人の代表者が代表権を喪失した場合にはこれは消滅はしない、こういうことになるわけでございます。

○鈴木(書)委員 ですから、この不消滅の規定というのは、厳格に一応条文上で考えるけれども、代表権の喪失・変更というのは、この場合には消滅しない方に入る。それから、個人の代理人の代理権の喪失も変更もやはり消滅しないということではないわけですね。それでよろしいですね。

そして、代理権不消滅というのは民事訴訟法でも、先ほどちょっと触れられましたけれども、弁護士に対しての訴訟委任の場合にはやはり代理権の不消滅、同様の趣旨だと私は思うのですけれども、民事訴訟法上で同様の規定があるのですが、これは趣旨としては今回のこの立法とほとんど同じだと考えていいでしょうか。

○清水(連)政府委員 結論的に申しますと、そういう手続の安定と申しますか円滑化ということ、趣旨は同じであるというふうに言っていると思いますけれども、その内容を細かく見てまいりますと、司法書士の場合には、司法書士がそういう委任をする段階において、確定した権利関係というものを前提としておるといふことがござい

まるところが、訴訟代理人の場合には、本来なら訴

訟手続が中断するはずでございますけれども、弁護士あるいは裁判所の許可を受けた代理人も入ると思えますが、そういう専門家が訴訟手続を遂行しておるといふことから、少なくとも中断が表面化する時期を後の方にずらすという形で訴訟手続の円滑な推進を図る。訴訟手続というのは、先生も御存じのように、いろいろ通知をやったり、通知を受けたり、申し立てをしたりというような細かい訴訟行為の積み重ねでございますので、それについて一々ストップということになりますと手続の安定が害される、円滑化が害されるということになると思えます。そういうようなことから、訴訟法についてはそういう規定が置かれた。

しかし、いずれにいたしましても、いずれかの時点で中断が表面化して確定は阻止される、こういうことにならうかと思えます。司法書士と弁護士さんの場合で、若干、説明の仕方に違いが出てくるのかなという程度でございます。

○鈴木(書)委員 今の局長のお話でわかるのですけれども、やはり局長の頭の中にも登記の代理人として司法書士というふうな主としてお考えになっている部分というのは出てくると思うのですよ。

私は、訴訟委任の場合も、訴訟を遂行するという一つの専門的な業務として、こういった場合に不消滅ということで弁護士がやるということとこれは理解できるのですけれども、今回の新設の規定はそういうことがないわけで、司法書士としましてはそれに並ぶ弁護士または表示登記のような場合の土地家屋調査士とが、そういうった形での資格というものでしょうか、そういうものの関係ある資格を持っている専門家と思われる者でなくてもいいということになるわけですね。この点はどうなのでしょうか。やはりこれは代理権不消滅という一つの原則を外すものとして例外的にこういうものを民法的につけるわけですから、このあたりについてはある程度それに精通した専門家ということに限るといふようなことも考えられないのでしょうか。

（委員長退席、田辺（広）委員長代理着席）

○清水（港）政府委員 今回の改正で、条文上は、司法書士とかそういう専門家が代理人である場合だけに限って不消滅の規定が適用されるというふうには書いておりません。一般の人が個別の事件で代理人になるということもあり得ると思います。ただし、私どもの念頭には、現実のそういう登記申請代理の手続は司法書士という専門家がやっておる、個人がやる場合でも、これは非常に例外的にそれぞれのまた専門家がやっておるといふことになるのだらうと思いますけれども、司法書士が念頭にあってこのような条文が置かれたというふうには御理解をいただきたいと思います。

ただ、ではなぜ司法書士だけというふうな書かなかったということになりますと、先ほど申しましたように、結局、実体関係というものはもう事前にチェックされておる、委任を受ける段階でチェックされて確定したということが理由にいたしますと、形式論でございすけれども、司法書士だけに限定する形式的な理由がないということにもなるかと思ひます。ただし、念頭には司法書士というものを置いてこの条文は書かれておる、土地家屋調査士というものが念頭に置かれてこの条文は書かれておるといふに御理解をしていただきたいと思います。

○鈴木（喜）委員 例えば、私、一番そこで考えられるのは日付の問題なんです。日付をどうさかのばらせるかというふうなことにどうしてやうある程度、その委任をした日にちはどうしようか、登記、提出してしまつた後は、もちろんそういう日付を書いて登記所に出すわけですけれども、その前の段階で、私たちも日付の部分を書かずに委任状をもらつておくというふうなことだつてなきにしもあらずだと思ひます。特に一般の人だつたらば、そういう形で委任状をもらつていうことができてしまふのではないでしようか。そういう場合に、その委任を受けた日付ということが、実

体法上で、確かに権利の關係は売買契約があつたりなかつたりするかもしれないけれども、それとのかかわりでいきますと大変難しい問題とか、トラブルが起るのじゃないかなという気がするのです。

それは例えば司法書士であり、弁護士である者は、そういう部分についてきちんと委任状をその場で書き入れさせ、そしてそれを委任状として使うということ、その運用ということはある程度信頼をしてもらつて、そしてそれにおいてやつていくと思ひます。専門的な知識のある者であればあるほどそれはきちんと守つていくという、だからこそこれからの専門家の養成というところも法務省で考えなうでしようけれども、それが一般の人が、そうでない場合に、権利關係のごたごたの中に巻き込まれてしまふというおそれがないだらうかということを私はちよつと考えるのですが、その点、いかがでしようか。

○清水（港）政府委員 例えば甲が乙に土地を売つた、甲が登記義務者である、それでその司法書士さんが、丙が甲から登記の委任を受け、乙から登記の委任を受けた、ところがその後甲が死亡してしまつたということが一つの例として考えられると思ひます。

それで、甲から乙に所有権が移転する事実は実体上の権利關係として既に確定をしておるといふことになるわけですが、委任を受ける際には、委任状の名義は当然甲でなければならぬし、甲の印鑑証明書も添付されていなければならぬ、こういうことで、必要な書類はすべて甲名義のもとに作成されるということになりますので、委任状の日付が空欄だからそのためにトラブルが起きるというふうなことはないのではないかと、空欄にしておいて、実際上は亡くなつてゐるのに息子さんを通じて甲の印鑑証明書を持ってくるか、それはあり得ることかもしれないというふうには思ひます。しかし、そこは司法書士であれば、これも登記

についての法律専門家でございすので、そこはきちつとした対応をするというふうには私も考へますし、個人がやる場合でもそこまでするかどうかというところについてはちよつと何とも申し上げることはできませんが、いづれにいたしましても、不法な手段でそれを潜脱するということは、これは許されないとだといふふうには考へております。

○鈴木（喜）委員 いや、私が言つてゐるのは、ですからその専門家に、そういうことについてしっかりと認識、遵法意識を持つてゐる専門家にだつたら不消滅という規定があつてもそれはいいと思ひます。主として登記の業務ですから司法書士さんだと思ひます。そういう人たちがその自覚を持つて、そういうことがあつてはならないものだといふことを思つて、それできつちりやつてもらふのですから、それはそれで任せれば私はいいと思ひます。だから、この条文のそういう実質的な意味合いというものも意義もわかるのです。

しかし、これが一般の人となつた場合に、ちよつとさかのばれば、生前の何カ月か前にとつてあつた印鑑証明とかがありさすればそれでできてしまふやうな、そういう可能性というのは、私たちは、トラブルが起つたときにいつもそれで出てくる弁護士の業務ですから、そういう可能性というものがふえるのではないかと、危険性がふえるのではないかとこのことを心配して、ぜひこれは専門家にという部分を何らかの形で考へていただかないといふ部分ではないかなといふことなわけです。何とも言えないといふ今の答えですが、ぜひこのあたりも御配慮をいただきたといふふうには思ひます。お答えをいただけるなら一言だけお答えいただいて……。

○清水（港）政府委員 登記の専門家である司法書士、土地家屋調査士制度の育成を図つていくという観点から私どもはこれからの対応してまいりたいと思つております。具体的はどうするか、条文の上でかつちりと限

定するかどうかという問題はまたさういつたいろいろ場面場面で検討させていただきたいというふうには思ひます。

○鈴木（喜）委員 その辺の御配慮もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。この法律の運用ということについて、さういつたところを幾つか私たちが考へなければならぬ部分がありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

その次、保証書制度についての問題があると思ひます。

この保証書の制度というの非常に大変な問題で、六十三年のときの附帯決議の中にも、登記の真正を確保するため保証書制度の見直しということについてかなり大きく出ているのですが、今回の保証書の問題というのは、ただ保証人を今までのようにその登記所の管内で登記をした人を同一性の確認の保証として保証人とするといふよりは、もっと広い、全国的にどこでもいいから登記をしてある人であれば同一性の確認ができるという意味で広く保証人というものを使われることになつてゐるわけです。しかし、そういうふうにした場合に、今まででも私たちは虚偽保証という問題でかなりいろいろなトラブルがあつたのを承知してゐます。

一番は、権利証はだれが正当な権利者であるAがちゃんと持つてゐる場合に、権利者でないBが、保証書がありまけん、なくしてしまひましたとか、どこかに行つてしまひましたとかいふことで登記所に行く。そのときに保証人を連れて行つて、この人たちがAに間違いありませんかといふことを保証して登記をする。その確認というのは、あなたはこういうふうになりましたけれども、間違いありませんかという通知の郵便が戻つてくる。郵便を見てAという人は、こんなことはあるはずがないといふことで慌てて出ていつてこれはおかしいといふのが普通なんですけれども、郵便が来る日には大体わかりますから、郵便受けの前でBという人が待ち構えていてそのはがきを持つていつてしまひさすれば、これによつて保

証書がで上がり、権利証と同じ扱いをされる、
そういった虚偽保証ということがトラブルとして
よくあるわけだ。

そうすると、今回保証人の範囲を広くするとい
うことは、ますますそういった虚偽保証としての
トラブルを多くしてしまうのではないか。だから、
この四十四条のような規定でいいのかわか
が私たちの一番疑問視するところだ。そのフォ
ローはどういうふうな考えでおられるのかとい
うことが一つです。保証人資格にしても、ただ日本
全国だれでもというよりは、そのことによつて保
証人になる人の資格を何かと別の形で、この
人だつたら同一性ということについてもととし
かりとした保証ができるということを考えるなら
ばともかく、ただ広げるだけというのはどうな
のだろうかということの一つ伺いたいと思いま
す。

○清水(連)政府委員 おっしゃるように、いわ
ゆる地面師グループがおりますけれども、他人の土
地を勝手に売り飛ばす連中がいます。これは
当然のことながら、本来の所有者ではありません
から、いわゆる権利証を持っていない。ではどう
するかというと、まさに先生がおっしゃったよう
に、適当な人間を保証人に仕立てて、こういう保
証書をつけて土地の売買の登記の申請がしてある
けれども、間違ひなくそういう申請をしています
かというのを登記所が御本人の住所にあてて郵
便で出すのでありますけれども、その郵便を途中
でカットしてしまう、御本人のところへ届かない
ような工夫をするということで現実には他人の土地
を売り飛ばしてしまふグループが時々新聞にも出
ておりました、私ども、そういうものについては
直ちに告発する等の手段を講じているところで
ございます。どんな制度でも悪用しようと思えば悪
用できるといふことになるのかもしれないけれど
ども、虚偽保証とか保証制度を悪用した他人の土
地の勝手な売買というのを防止しなければなら
ないのは当然でございます。

今回の保証制度の改善は、現行法ではその登記

所で登記を受けた成人二人以上の証人ということ
になっているわけでございます。しかしながら、
現在におきましては人の移動が非常に増加してお
りまして、例えば地方から出てきて東京のある区
なら区に住んでいる。そこでいろいろ不動産を
買ったり、場合によっては売らなければならぬ
ときに、何らかの理由でいわゆる権利証、登記済
証を紛失してしまったということが起こり得るわ
けでございます。そのときに、だれか保証人に
なつてもらおうとしたとしても、知り合いが
いない。むしろ、だれか知らない人に保証料を
払つて保証人になつてもらつて、不確かなまま登
記所に書類を出して間違つた登記をされてしま
うこともないわけではないということもございま
す。

その際に、例えば郷里には親兄弟が住んでい
る。そういう人たちはそれぞれ不動産を持ってい
て、登記というものが経験しておる、登記の何た
るかを知つてゐる。そして、東京に住んでゐるそ
の人間が間違ひなくその土地の所有者であるとい
うことも知つてゐる。こういうような関係が出て
くるわけでございます。現在のようないくつかの地
域社会といふものが崩壊した時代におきまして
は、そういう意味での保証人の資格の範囲を広
めないで、かえつて不自然な保証人を依頼するこ
とになつていきかねないということもあるわけ
でございます。

それから、現実の問題といたしましては、保証
人になる方は、その依頼者と信頼関係のある、あ
るいは長年のつき合い関係のある司法書士さんあ
るいは司法書士さんの関係者という例が多ござ
いますけれども、その司法書士さんがたまたまそ
の登記所では登記を受けていない、ほかの登記所
では登記を受けているという例もあるわけござ
います。そういう場合に現行法では非常に窮屈で
あるということもございまして、このような制度
にいたしたわけでございます。

さらに、保証人になる者の資格について、専門
的な知識を有する者に限定せよという御意見もあ

ることは私も承知をいたしております。確かに
そういう現実的背景を受けて、先ほど申しまし
たように司法書士さんあるいはその関係者が保証
人になつてゐるという実態が多数でございます
意味あることかと思ひますけれども、法律制度
としてそういうことを現段階において強制するこ
とは、まだそこまで時機は熟していないというこ
となので今回のような改正にとどめた。これにつ
いては日本司法書士会連合会等におきましても十
分な話し合いをして定めた内容でございます。

○鈴木(憲)委員 それでは、一つだけ実務的に
すけれども、先ほどの郵便が届かないようにして
しまふということ、今、何も申し出がない限り
は、権利者に返送される保証書の手続の紙は、書
留郵便とか特別送達とかしないで普通の郵便で投
函されるのだそうです。そうすると、郵便受けの
前で待ち構えていてとることができ。初めに申
請をするときに実費を払つて書留にしてください
と言へば書留にしてみようというところですけれ
ども、実費を払つて書留にしようということでは、
悪い人はそんなものを払うわけはない、簡単に手
に入られる方法をとると思うのです。この点
は、例えば最初から実費を徴収して全部書留にす
るという実務的な取り計らいというのはいかな
いのでしょうか。

○清水(連)政府委員 いわゆる地面師グループ
のようなものの犯罪を防止するためには、恐らくそ
ういうやり方が有効な手段だと思ひます。た
だ、私も現実には全国の登記所で所有権に関する
登記についてだけでも、こういった保証書で登記
がされてゐる事件は相当膨大な数に上ると思ひま
す。その大部分が間違ひなく登記がされておると
いう状況でございます。たまたま意図的に悪いこ
とをしようというグループがあつて、そういうよ
うなものが新聞に大きく報道されておりますけれ
ども、大部分は、まさにこれは大体司法書士さん
が代理人についておりますし、司法書士さんの段
階でかなり真剣にチェックされておりますからそ
ういふことにはほとんどならない。間違ひなくま

た本人にもはがきが付き、それが登記所に返送さ
れてくるというのが実態でございます。

だから、そういうようなほとんど九九・九九％
は正常に現状でも動いてゐるという実情を踏まえ
て、なおかつそういう本人負担で書留、配達証明
というふうなことで要求するのがポリシーとし
て適切であるかどうかというふうなことは、これ
は少し考えさせていただきたいというふうに思ひ
ます。

重要な問題の指摘であるということは私も承
知しておりますけれども、さてそれを実行するとい
うことになりましたと、一般の普通の人たちから
また苦情が出てくるのではないかとというふうな心
配も実はあるわけでございます。その辺は今後
の課題として研究、検討させていただきたいとい
うふうに思ひます。

○鈴木(憲)委員 確かに登記というのは、緊急を
要するというのは、早くしてほしいといふという
一般の要請もありますので、その一つのものを
とつたときに、書留にすることによつて何日か、
一日とか二日ですけれどもそれが延びるというこ
とが重大問題になる人たちがいることも事実で
す。だから、その一握りとおっしゃる不正を防ぐ
方を重んじるのか、緊急性の方の要請を重んじる
のかといふことの選択だと思ひますけれども、
ぜひその辺は考えていただきたいと思ひます。

保証書に関しては、もう一つ再使用といひます
か、一遍権利証になつてしまふわけですから、そ
のできてしまつたものは権利証と同様に使われ
てしまふということで、次にまたそれを売つたり
したは抵当権をがばつと大きくついたりすること
に初めて保証した人がほとんどかかわつていく、
同一人の保証したという責任がほとんどかかわ
ていくということになるわけですね。これは判例
などでもそういう意味で責任があるという判例が
出ているようですけれども、これは司法書士さん
の場合であればそういうことを認識してゐる。判
例の中にもそういう理由づけがされてゐると思
うのです。

これに一遍こういうふうにしてしまつたらば權利証と同様に次々といくんだから、そのために一番初めに同一人の確認をするということはすごく重要な意義があるんだということを認識して、いいよということとやるわけですから、そこでも、先ほどの問題じゃないですけれども、ある一定の知識と専門家であればこれはいたし方ないと思うのですが、一般の人でも、これはほとんどとやられてしまつと、非常に大きな責任をかぶる場合も出てくる。

この再使用という問題については今回は何も触れられていないと思いますけれども、もう時間が、ほかがあるものですから、大臣に聞きたいこともいっぱいあるものですから、もうちょっとですけれども、簡単にお願いたします。

〔田辺〕 委員長代理退席、委員長着席。
○清水〔港〕政府委員 これについては大変長い議
論の歴史がある問題でございますして、実は重要な
問題だと私も考えております。

現在は、所有権に関する登記についての保証書の再利用ということは、これはもう問題にならないわけでございます。所有権以外の権利に関する登記、例えば抵当権の設定の登記の際に、登記義務者が所有者であるということを証するために保証書を出す、それが今度は別な銀行から金を借りる場合の抵当権の設定の登記の際に利用されるという問題だろうと思います。

これは、昭和三十九年の改正の際に、そういう再利用というか登記済証として利用することができないという方針をたん決めたのでございませけれども、実はそういうふうにいたしますと、再度抵当権を設定する際にまた保証人を頼んで、また保証人の印鑑証明書をもらってきてまた保証料を払わなければならぬという、普通一般の方々から見ますと二重、三重の手間が生ずるという問題が出てまいりまして、当時の司法書士会等の非常に強い要請がございまして当時の民事局が速やかにまた見解を変更してしまつて、現在のようになつて落

ちついておりますという状況でございます。

しかし、その結果として、当初の保証人の意に反して損害賠償責任を負わされるというようなケースが、判例の上では一例でございますけれども出てまいりました。この点について司法書士会でも相当関心を持っておりますので、この保証書による登記制度の実際の運用の実情等も私どもこれから聞きながら的確な対応をしてまいりたいと考えております。

○鈴木(喜)委員 今後の重要な課題としてよろしくお願いを申し上げます。

それからもう一つ、登記の申請ということで、今回の問題の中で出てきたわけじゃないのですけれども、権利を移転してこの人の権利だということにするというときに、そこに添付する書類の中に原因証書がどうなっているかという問題があると思うのです。私は、中間省略登記ということを含めて、中間省略登記がなされているということとは、実際問題として、A—B—Cと移った場合に、Bを抜かしてA—Cのような形で登記をする、そのBの部分にあるというのはかなりの程度不動産の仲介業者の場合などが多い場合であろうと思うのですね。

普通に考えれば、AからBが買って、しばらく持っていてBがCに売るわけですから何の問題はないのですけれども、中間省略ということになりますと、大きな会社が自分の所有権に一過移転して、それをまたいろいろ個別に、少しずつ小口にといいますか、利用者に分けていく。この場合に

大抵中間省略登記が行われることが多くて、この場合の税務上の処理ということも、きょうこまで問題にしようと思つていませんけれども、あるんだらうと思うのです。しかし、そういう実体と本当は違ふ中間省略登記をするということは、原因証書の添付ということがきちんと今義務づけられていないというところにあるんじゃないかと思うのですね。

にずっとさかのぼっての経過というものも公示するということが一つの大きな目的になっているものですから、原因証書の義務についてはどのようなことにお考えか、ちょっと今度の問題点ということ

○清水港 政府委員 大変重要な問題でございます。私どもの考えをいたしましては、登記制度は、現在の権利状態ばかりでなく、権利変動の過程をも正確に公示するのが登記制度の理想であるというふうに考えております。そういうふうな観点から、登記手続法上は中間省略の登記を許しておりません。申請書類から中間省略の登記であるということがわかればこれは却下をする、こういうことになっております。

しかながら一方、先生既に御存じのように、最高裁判所の判例等によりまして、現在の権利状態に合つていれば中間省略の登記も有効である、しかし中間者の利益がそれによつて害されるということであれば、中間者は中間省略の登記の抹消請求をすることができ、その利益が害されない限り抹消請求をすることができないということで、中間省略の原則的な有効性を認めているわけだと思います。

そういうような判例理論との絡みをどうするかというのが一つの問題であるとともに、既に御存じのように、日本の民法はいわゆる意思主義をとっているわけでございまして、売買契約の際に契約書を締結することを義務づけてはおりません。契約書がなくても、売った買ったの意思表示が合致すれば所有権は有効に移転するということになっておりまして、そういう意味では、いわゆる原因証書が当初から存在しないという場合も法律自体が想定をしておるといふことでございませう。

そういうことから、原因証書の添付を強制することができない、その結果として、現在の不動産登記は申請書副本というような制度を導入しているわけでございます。これは不動産登記法だけではなく民法全体に絡む問題でございますので、大

重要な問題ではございますけれども、また相当基本にかかわる厄介な問題だというふうに思っております。

しかし、中間省略の登記をできるだけ防ぐというような手だてとして何かいい知恵がないかというようなことにつきましては、司法書士制度、司法書士の職域の問題等も含めまして、将来の問題類として真剣に検討すべき課題ではあるというふうな思つておられます。

（鈴木）省略登記を要する。今の問題は、本当に利に中絶
も含めて非常な大きな問題を抱えていると思うのだから、民法
です。厄介な問題ではございますけれども、ぜひひたすら
手をつけていただいて、この中間省略登記という
ことによつて不正な利益を上げる人たちが出てこ
ないような形というものをとる意味で、真剣な議
論と、なるべく早い、何も原因証書を添付するとい
うことだけが手段ではないかもしれませんけれども、それも含めてぜひ御検討をいただきたいと
思います。

この公示の原則、先ほど言われましたけれども、コンピュータの制度が導入されたことによつて、公示の原則といつても、そのコンピュータ用の紙になつたときで、その前までのところは全部一応閉鎖された登記簿ということになつてしまつて、以前の経過というものが通常では見えません。コンピュータになつた後は、これからの経過は見えていくでしようけれども、過去の経過が見えてこない。どうしてもそういうものが必要な場合も非常に多いと思うのですが、一々これを取り直さなければならぬ。

昔ももちろん、私たちがなじみのある登記簿謄本も、縦書きのものときも、閉鎖された前は確かに見えなかったことは同じことだと思うのですけれども、コンピューター化されたのが現在ですから、現在よりも直近の、すぐ前のところも見えなくなってしまうということになると、公示の原

則の一部が非常に阻害されることになると思うのです。このあたりの対策を一言伺って、それからもう一つ、一緒に言ってしまうと次の問題にいかないので。一番最初の問題で一つ何うのを抜かしたところがあるので、ともに伺いたいと思います。

十七条の地図に準じてこの公園等の図面というものを使われるということになった場合、今までは、そこでは登記官というものはこの公園に対して訂正したり墨を入れたり、そういうことを申し立てがあった場合に、してもなくてもこれはある程度準則ということによってちゃんとしたさいよというところが内部的な命令規定で決まっていたのだ。ところが、今回こうでなくなった場合には、法律上こう認められたということは、登記官が一応そういう義務づけをされるのかどうか、この問題。それから、準則の二十九条にも同様に「地図に準ずる図面」という言葉が出てくるんですけれども、これも同じ解釈の意味でいいのかどうか、この二つ、非常に細かい問題、大きい問題も一緒にですが、お願いいたします。

○清水(港)政府委員 第一問でございますけれども、コンピューター化をいたしました際には、現に効力を有する登記だけをコンピューターに移すということにいたしました。そういういたしますと、それ以前のいわゆるブックの形式を持っております登記簿は、いわゆる閉鎖登記簿ということになります。私どもの気持ちとしては、閉鎖登記簿というのは膨大な面積、床面積を占めますので、できるだけここにはしまい込みたいわけでございますが、まさに先生御指摘のように、現在の権利関係だけではなく、過去の権利関係を調べたいという方がたくさんおられるわけでございます。したがって、現状におきましてもそういう閉鎖登記簿の閲覧というのはかなり数多く行われております。そういうものについては従来どおり円滑に閲覧ができるように配慮いたしているところでございます。ただ、時がたつに従いまして、こういった昔の登記簿を見るという

ことはおのずから少なくなっていくのではないかとこのように考えております。

それから、「地図に準ずる図面」ということで従来も、実は準則と申しますが、これは民事局長通達というところで、内部規則で十七条地図と同じようにきちんとした保存管理、変更訂正をせよというのを命じておりました。これは内部規則といえども登記官、当然これに従って事務処理をしていたわけでございます。今回、これが法律の中に取り込まれましたので、当然法律上の義務としてこのような十七条の地図と同様の保存管理、変更訂正等をしていく義務が生ずるものと考えております。

○鈴木(喜)委員 それでは最後に、ちょっとこの登記法の改正について大臣に伺います。

地図というのは国土の有効利用とかそういうことと非常に大きな密接な関係がありまして、国家の基本政策の基本であるというふうなふうに思っています。こういった点について、地図の整備状況というものを踏まえて、今後、こういうことについてどのくらい熱心していただけるかという決意のほどを示していただきたいのと、もう一つ、この登記業務、国民に権利関係をきちんと明らかに知らしめるという登記の公証的な義務ということについての大臣の御所信を伺いたいと思います。

○後藤田(国務大臣) やはり不動産の所有権の確保といえますが、これは大変重要な基礎的な関係でございます。今まだ図面等が、必ずしも正確なものが全部終わっているわけではありませぬ。一日も早くこういった正確な図面を整備するという仕事に対しては、本省としてはできるだけ、建設省ですか、こちらとも協力しながらやっていきたい、かように考えておるわけでございます。

○鈴木(喜)委員 それでは、次の問題に移ります。死刑の執行の問題について大臣に伺いたいと思います。

死刑の執行が、三月二十五日と二十六日に計三名の人の執行がなされた。これまで法務大臣が四代にわたって三年四か月の間、死刑の執行ということが事実上なされなかった。これを法務大臣が署名捺印をされたということによって今回死刑執行が行われたわけでございますけれども、まずこれについてどういうお考えでされたのか、大臣に伺いたいと思います。

○後藤田(国務大臣) 死刑の執行につきましては、具体的に決裁をしたとかしないとかといったようなことは、従来から法務省の基本的な考え方として、遺族に対するお気持ちの問題を考えなければならぬ、あるいはまた、死刑判決を受けながら現在まだ拘留中の人たちに与える影響といったようなことで一般的にはコメントをしない、毎年のあの統計ですが、あれを知らんになっておよそのことを知っていただくことはできるのじゃないかと思いますが、具体的には申し上げないということになっておりますので、この点はひとつぜひ御理解をしておいていただきまして、一般的な考え方として申し上げてみたいと思います。

私は、前任者のことについては、これはとかくの批判を申し上げるつもりはいささかもございませんので、それまたお許しをいただきたい、こう思います。

実は、法務大臣に就任をしたときの最初の記者会見で、突然死刑の問題についてどう考えるかといったような御質問がありまして、そのときに私は、確定判決の執行ができないといったようなことであつては、法秩序そのものに對する揺るぎが出てくるのではないのかな、大きく言えば、そこまで言葉では言いませんでしたけれども、国々の秩序そのものがだんだん揺らいでくるおそれがあるのではないか、といったようなことを考えまして、やはりそういう点については確定判決の執行という、死刑というのは大変重い刑罰でございますから、それだけに慎重の上にも慎重でなければならぬのは当たり前で、大変率直に言います、法務大臣としては気持ちの重い問題でございます。

いいますが、やはり就任する以上はこれは自分の大きな職責としてやらなければならぬことである、かように考えたわけでございます。

しかし、同時に、そういう確定判決の執行という面ではなくて、死刑制度そのものの存廃という議論になりますと、これはやはり世界各国の最近の動向も考えなければなりませんし、それからまた国民の中の気持ちの動きというものもよく考えなければならぬ、そういう意味合いから、これは議論することは当然あつてしかるべきであらう。しかし、現実はどうかということになりますと、まだ国民の気持ちの中には、圧倒的多数の人が死刑制度というものは制度として置くべきであるといったようなこともございますから、そこは十分考えなければならぬ。しかし、議論としては、私は、死刑存廃問題についていろいろな御意見があつて、それを国民の中で議論せられることは結構なことではないのかな。これは私の基本的な考え方でございます。

○鈴木(喜)委員 この二月二十三日のやはりこの法務委員会、同僚議員の小森委員の方から同様に、死刑の執行また死刑制度そのものについての法務大臣の御所信を伺っていると思うのですけれども、その中で、若い人の中にはかなり死刑廃止という機運という声もたくさん出ているので慎重に対処していかなければならないというお話をされて、それからまたすぐに今度は執行の問題というのをなさつたのですけれども、大臣としては、今までに確定している刑罰については、慎重にする必要もなく、たまたまきた案件をきちんとしなければ法の規律が保たないといいますが法秩序の維持ができないというふうな、何というのですか、その中では、死刑廃止論が高まってきたりいつあるとか国民の中にもそういう大きな声も大きくなつてきたりこれからの議論をすべき大きな課題であるということとは、もう毅然とこのように分かち合はれていくわけですか、大臣の意識の中は。

○後藤田(国務大臣) 私は、そういう死刑執行の命

令に判を押す、押したか押さぬかはこれは言明はできませんけれども、押すということに決断をする場合に、あなたがたおっしゃるほど簡単に私は考えてはおりません。これは非常に重い問題だ、この制度があつて、裁判官だつて死刑の判決をするというのは大変な重い問題だと私は思います。

しかしながら、残酷な、非道な、また情の上からも認められないといったような凶悪な事犯に対して、裁判官も現在の制度のもとで死刑の判決をしておるのですね、これは司法として。その裁判の結果を、これは執行の面については全部判決は検事の側に返ってきますね、その中でも死刑についてだけは、さらに慎重の上にも慎重に、別の眼で見ることがあるといったようなことで死刑についてだけは法務大臣の命令書が要る、こうなっていると私は思うのです。

そのときに、そういう判断を裁判官にさせておいて、我々もまた別の目で慎重に精査をしますけれども、一点の疑問の余地がないといったときに、法務大臣の個人的な感情あるいは物の考え方等ではちよつと待ったというわけには私はいかぬのではないのか。これはやはり、慎重にやらなければならぬけれども、法務大臣としての立場はそれを凍結してしまうといったようなことは許されないと私は思います。

それで、今御質問の中に、小森さんの御質問のときに若い者云々というのは、私も実は法務大臣就任以来、書物も読ませてもらいますし、それからまたいろいろな人の意見も聞きました。若い者というのは、私どもは大勢の子供がおるわけですから、これらに、十分もう判断のできる年齢でございまして、四十前後、三十何歳というところまでございまして、おまえら一体どう考えるかといったようなところまで聞かしまして、おまえらだけの意見ではだめだよ、友達もおるだろう、一体どういふ考え方の者が多いかといったようなところまで私自身としては十分、今日でもそれは私は

勉強しているのです。

そういうようなことをやりながら、私はこういう問題については、やはり法務大臣としては三権分立の上からもそう簡単に、おれの気持ちでそれは許さぬといったようなことで処理すべきではないのではないのか、それならば法務大臣を辞任すべきが建前ではないかというのが私の考え方でございます。

○鈴木(喜)委員 私はいさごう後藤田法務大臣に対して、その考え方というのについて、非常にはつきりとしたこともおっしゃっていただければ、非常にいろいろな意味で共感するところも尊敬するところもありますけれども、今大臣が、法務大臣の職責の一つとして重い意味を持ちながら、やはりこれははしなくちゃならない職責なんだという意味のことをおっしゃったのですが、そこでは私は意見が少し違ふと思うのです。私は法務大臣になる可能性はありませんけれども、もしなった場合、やはりちよつと違つた意見を持つのではないかなというふうに思いますので、もう少し伺わせていただきたいと思うのです。

そういう職責があれば何であれ、事実上三年四か月の間死刑が執行されなかつた、このされなかつたという一つの法的な安定した秩序、これもあつたわけでしょう。裁判官が裁判を宣告した時点、刑が確定した時点というものは、確かにその人に對して本心に悩んだ末の極刑を言い渡すことになり、確定したわけですね。しかし、それがあつてから後三年四か月の重みというのは、これは法務大臣としての職責の重さというものと比べた場合に、私は非常に大きな一つの重みを既に持っているものではないかというふうに思うわけですね。これを覆すというのは、今度は逆に一つの法秩序を法務大臣がここで、でさうがってきつた一つのものをまたばつと崩してしまつたのではないのか、こういう感覚をどうしてもぬぐい去るわけにいかない部分があるのです。この点をひとつお聞きしたい。

す国際人権B規約という人権規約、国際規約がございまして。これは日本も批准をしているわけですが、このB規約の中の六条六項というところに、「この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。」死刑の廃止をおくらせたり妨げたりするために援用されてはならないという条文がございまして。

これを日本も批准しているということになりますと、要するに今の三年四か月死刑が執行されなかつたという一つの社会的現象、これはどう考えても、例えばこれがもし十年ずつと執行されずに死刑囚がたまつていってしまふような状況があつた場合、これは次に今度は死刑の廃止とかまたは死刑一時停止とか凍結、そういったことに一つの事実上の論議を与えるものになると思うのです。これを今ここで執行されてしまつたということになりますと、これはやはり死刑執行の廃止とか停止とか延期とかいうことについてこれを妨げるのと同じとなつたことになるのではないかとと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 私は、この三年数か月間法務大臣の職にあつた方がどういふお考えで決裁をせられなかつたのか、これは私はつまびらかにしておりません。しかし、それが法秩序でできておつたことは理解しません。それは法秩序の上から、そういうことは法務大臣としては、私自身は認めるわけにはまいらないと思います。やはり、非常に重い責任でありますけれども、執行すべき判決は執行しなければならぬ、これが私は現在の法秩序であろう。それで、制度そのものを廃止するといったようなことになればこれまたおのずから別の問題になる、こう考えます。

それから人権条約ですが、これについては、あの条約は私は中立の考え方の規定だと思ひますが、詳しくは刑事局長から答弁させます。

○濱政府委員 お答えいたします。

これは十分委員御案内のとおりでございますけれども、いわゆる国際人権B規約六条六項は、そ

の規約の六条四項と五項が死刑の存在を前提とした規定である、そういうことを踏まえまして、これらの規定によつてあたかも死刑の存在を積極的に容認しているかのような印象を避けるために、この規約の六条六項の規定は「死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。」旨を確認的に規定したものであるというふうに理解しているわけでございます。したがつて、もちろん言うまでもなく、死刑の執行そのものについては言及はしておらないものというふうに理解しているわけでございます。

○鈴木(喜)委員 もう一つ、大臣が言及することは避けたいとおっしゃいましたその死刑の執行の名前を言うことは私も避けたいと思ひますけれども、事実上何人か、三人の執行がされた。今現在、死刑の確定している人たちがたたくざんいるわけですが、やはりそれは一つの信念に基づいておやりになつたことであり、別にそのことが、今の人権B規約云々を除けば法律に触れるとかいふ問題でももちろんないし、大臣の職責を果たされたものだといふお話なのです。

ただ、もしそうであるならば、どんな形でも来た人の中のピックアップというものは、この人はどう考えても死刑に値するのだという意味でやっている人、それからいまだに再審請求をしたり無罪であることを主張している人という、まずどうかなというか、いろいろな方が死刑囚の中にもあるわけですが、裁判所がもし大臣のお考えをそのとおりというのでいくんだつたら、裁判所が本心にそれこそ悩みに悩んでしつかりとこれは死刑に値するということをその責任において決めたことであるならば、これをどんなに大臣の中で重かろうと、どんなに悩まれようと、それをするというときにピックアップをするということ、は、もう一つ裁判しているというかも一回やっているというか、そういった意味合いが出てくるんじゃないか。

乱暴な言い方になつて大変語弊があるかもしれ

ませんけれども、もし大臣のお考えというものを貫くならば、それは、もう確定していればある一つのルールに基づいてこういう形でやるべきであらうとかいう形で捺印をされるという方がまだ筋が通るのではないかとと思うのですが、この点はいかがですか。

○後藤田国務大臣 私ができることは、それぞれの段階ごとにそれぞれの担当がおりますから、そういう担当者が十分に精査の上精査をして、そして大臣としてこれは決断をしてもらいたいといったときには、さらに私自身がそういった担当者に、どういう理由でこの人がこゝへ選定されたのか、この事件についてはどうだと疑問があれば、私も当然そういう点については十分聞きながら判断をしていく、こういうことでございますが、それぞれのピックアップのやり方その他については、これはひとつ事務当局からお答えをさせていただきます。こう思います。

○濱政府委員 お答えいたします。

ピックアップと言うとちよつと言葉が不適当かと思ひますけれども、要するに、私どもの方から死刑執行命令が発せられるまでにどういう手続がとられるかというのを御説明して御理解を賜りたいというふうに一つは思うわけでございます。

死刑の判決確定後、これは各関係の検察庁の長からの死刑執行に関する上申を待ちまして、確定記録の取り寄せ、それから省内関係各部局をして判決及び確定記録の内容を十分精査させるわけでございます。また、必要に応じてみずからこれを精読いたしまして、刑の執行停止の事由がないかどうか、それから再審、非常上告の事由がないかどうか、あるいは恩赦を相当とする情状がないかどうかというようなことを慎重に検討いたしまして、これらの事由あるいは情状が存在しないことが確認された場合に初めて死刑執行命令が発せられるということになるわけでございます。

なお、その検討の過程におきましては、再審の申し立て、恩赦の出願等がなされております場合

にはそれらの当否についても十分勘案をするというところは申すまでもないわけでございます。

恐らく委員がお尋ねになつておられる御趣旨は、判決確定者の中でも判決確定から執行までの期間に違いがあるのはどうかという御疑問も一つお持ちになつておられてお尋ねだと思つてでございます。これは今申し上げた判決確定から執行に至るまでの手続を御理解いただきますればある程度御理解いただけることと思つてございまして、裁判確定から死刑執行までの期間につきましては、確かに事案によつて差異が生じております。おりますけれども、これは、死刑の執行につきましては、今申しました刑事訴訟法自体が再審の請求、恩赦の出願等がなされている場合にその推移を参酌して慎重に対処すべきものとして、刑事訴訟法の四百七十五条二項の規定でございまして、こういうような法の趣旨からいたしまして、個々の事案について慎重に検討して適正に対応してきているということもひとつ御理解をいただきたいということでございます。

○鈴木(喜)委員 まだこの問題に私が心から納得したわけではありせんけれども、死刑廃止という問題と別個の問題でございますから、そこでは大臣のお考えを伺つて、またこれはこれとして、死刑廃止について、先ほど議論することはいじやないか、慎重にだけどもいろいろと議論していくことはいいじやないかというお話だったのですが、大臣そのものは日本国においては死刑はまだ存置すべきである、先進国においては死刑が存続しているところは随分少なくなつていくわけですから、これについて大臣御自身はどういうふうにお考えかということ最後に伺つておきたい。

もう一つ、これは死刑の問題ではありません、現在生きている人たちの問題でございますけれども、今明らかになつてきている金丸事件、脱税事件その他の、談合の可能性の出でくるかもしれないさまざまな事象についても、今ここで終

わりという、幕引きがどこであるとか金丸氏自身だけの問題であるとかいうことではなく、先ほど法務大臣も言われたような形で、あるものについては冷静、厳正に、何のしんしゃくもなくしっかりとしたお調べとまた対処をしていただきたいと思ひますので、その御所信をあわせて伺ひまして、私の質問を終わらせてもらいたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 制度論としては、死刑の問題は私自身はまだ結論を出しておりません。しかし、何といひますか、日本の場合には、刑罰についていへば応報刑論とでもいひますか、そういったような考え方がまだ国民の中に強いのではないかと。やはり被害者の立場、被害者の親族の立場、こういったようなことに対して、世論調査なんかの結果、国民の多くの人が、死刑制度というものは置いておいた方がよからうといったような気持ち強いのではないかと、そう考へておるのではないかとと思ひますが、私自身は、制度そのものについて結論は今出してはおりません。

なお、法秩序を乱す者に対する適正な法の執行、これは申すまでもございせん。あくまでも秩序維持ということとは国にとつては一番大事なことでございまして、もちろんその間に情けがなければいかぬことは当然でございましてけれども、やはり私は、秩序はきちんと守るべきものである、かように考へます。

○鈴木(喜)委員 終わらせていただきますが、最後に、田藤重光元最高裁判事、刑法では私たちが一生懸命その本で、教科書で勉強した世代ですけども、この田藤さんが判事になられたら、そこで死刑廃止論者になつたというのを言われております。ぜひこの問題について、死刑廃止ということに、今回大臣が提起された問題の一つでもあると思ひますので、このことについての議論それから御検討、廃止へ向けての議論をこれからも大きくしていきたいと思ひますし、法務省の中でもそういった観点からのこれからの御検討をよろしくお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○浜野委員長 次回は、来る六日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後零時三分散會

平成五年四月九日印刷

平成五年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D